行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	食品•生活衛生課	整理番号	7-3
処分の種類	クリーニング所の営業停止又は閉鎖命令				
根拠法令条例 等·条項	クリーニング業法 第11条				
処分の概要	クリーニング営業者が、クリーニング業法第10条の2に基づく保健所長の命令に従わない ときに、営業の停止又は閉鎖を命ずるもの				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため。) 【参考】 第11条 都道府県知事は、営業者が前条の規定による命令に従わないときは、期間を定めてその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずることができる。 〈第10条の2の規定〉 第10条の2 都道府県知事は、営業者が第3条、第3条の2第2項又は第4条の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。				
基準の制定根拠	_				